

第 9 章 防 災 訓 練 計 画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者が、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して行う、防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災組織の普及を図ることを目的とした防災訓練は、本計画の定めるところによる。

第 1 訓練実施機関

訓練は、次に掲げる災害予防責任者が、自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

1. 夕張市長
2. 市内の北海道出先機関
3. 市内の指定地方行政機関の長
4. 市内の指定地方公共機関の長
5. 市内の公共的団体、並びに防災上重要な施設の管理者

第 2 防災訓練の実施

防災訓練は、図上訓練と実施訓練の 2 種とし、関係機関との緊密な連携協議の上、訓練計画を作成し実施するものとする。

1. 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

2. 実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の訓練を実施するものとする。

(1) 水防訓練

消防機関の動員、一般住民の動員、水防工法、水防資材及び器材の輸送、広報・通報伝達等の訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防機関の出動、隣接市町の応援要請、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

(3) 避難訓練

水防訓練及び消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。

(4) 災害通信訓練

気象警報の伝達、災害発生状況報告、被害報告などを主通信・副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

(5) 非常招集訓練

災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。

(6) 総合訓練

あらゆる災害を想定して、防災関係機関と住民が連携を図り、総合的な防災訓練を実施する。

(7) その他の防災に関する訓練